

第1章

消費者行動理論

私たち消費者は、限られた予算の中で、自身の満足度が最大になるような買い物をしたいと思っている。これを最適消費計画という。では、どのようにすればそれが実現できるのか。ここでは、その鍵となる無差別曲線と予算制約線などについて学んでいく。

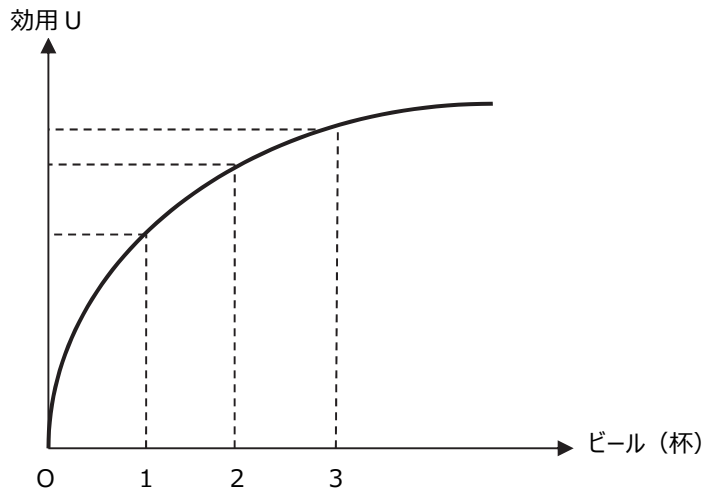
第1節 最適消費計画

効用関数

消費者が財を消費したことで得られる個人的な満足感のことを「効用」(Utility)という。効用は、財の消費量が増えるに従って増加するが、その増加幅は徐々に減っていく。例えば、炎天下で喉が渇いているときのビールを想像してみよう。1杯目に飲むビールは感動するほど美味しい。続いて2杯目も美味しいが1杯目ほどではない。3杯目になると、2杯目よりもさらにありがたみは落ちる。

このように、同じ1杯のビールを飲んだ場合でも、満足度は徐々に減っていく。これを「限界効用逓減の法則」という。限界というのは、財が1単位増えたときの、ある要素の増加分のことである。ここでは、ビール(財)を1杯追加で飲んだときの満足度(効用)は、徐々に減っていく(逓減する)ことを意味している。

この満足度(効用)をグラフで表すと、以下の図のようになる。これを効用関数という。

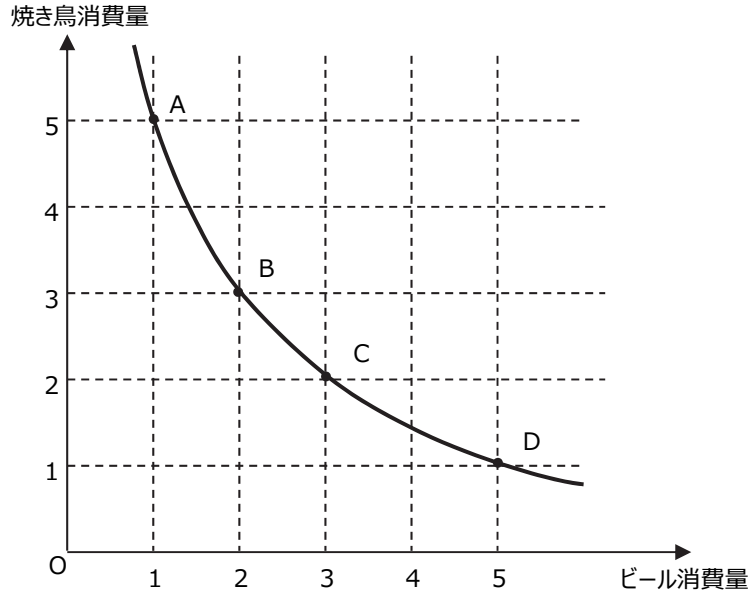


限界効用は、この効用関数上の点の接線の傾きで表される。

限界効用が逓減するということは、消費量が増えるに従って、徐々に接線の傾きが緩やかになることを指す。

限界代替率

同一の無差別曲線上では、財の組み合わせが変わるだけで、満足度（効用）は変わらない。



ここで、財の組み合わせをA点からB→C→Dへと順に変えていった場合の、焼き鳥の減少量とビールの増加量を見てみよう。

A→B	焼き鳥-2	ビール+1
B→C	焼き鳥-1	ビール+1
C→D	焼き鳥-1	ビール+2

上記の通り、ビールと焼き鳥の交換比率は一定ではない。これは、いうなれば「ありがたみ」の違いである。A点においては、焼き鳥は量が多いのでありがたみが少ない。そこで1杯のビールを得るために焼き鳥を2本減らしてもよいと考える。B点からC点においては、焼き鳥とビールのありがたみが等しいので1本減らして1杯を得る。そして、C点からD点においては、逆に焼き鳥の本数が少なく、ありがたみが大きいので、焼き鳥1本に対してビールを2杯必要とするわけである。

なお、このように、「効用を保ちながら（＝同一の無差別曲線上で）財を交換する」ときの交換比率のことを、限界代替率という。限界代替率は、ビールの量を焼き鳥の量で割った値となる（縦軸の変化量÷横軸の変化量）。限界と名が付く通り、無差別曲線の接線の傾きで示される。無差別曲線は原点に対して凸型であるため、接線は右下がり（傾きがマイナス）となる。

そして、今見てきたように、接線の傾きは徐々に緩やかなものになる。これは焼き鳥のありがたみがだんだん大きくなることによって、交換に必要な焼き鳥の量が少なくなることによる。このように、限界代替率が徐々に少なくなることを「限界代替率逡減の法則」という。

第1章

行政法の基礎

第1節 行政法の特徴

1 行政法とは何か

(1) 行政法のイメージ

現代では、行政活動が市民の日常生活のさまざまな場面に入り込んでいる。このため、行政法は、私たちの日常生活に広く関係している身近な法領域といえる。そうすると、行政法の重要性は、日常性、身近さにある。

しかし、民法や刑法という名称の法律はあるが、「行政法」という名称の法律はない。実際に存在するのは、行政に関する種々の法律、政令、省令等の国家法、および地方公共団体の条例や規則等の自治立法である。他方、行政に関する不文法も存在する。これら行政関係の諸法令、およびそれを理解するための共通の知識、考え方を体系化したものが「行政法」である。

(2) 行政の観念

ア 権力分立と控除説

本来1つである国家権力をその性質に応じて、立法・行政・司法の各権力に「区分」し、それらを互いに独立した異なる機関に担当させるように「分離」し、相互に「抑制と均衡」を図り、諸個人の自由をできる限り防御しようとする考え方が権力分立である。

これを前提として、行政について厳密に定義しようとする、「国家作用の中から立法作用と司法作用を除いたもの」と考えることができる（控除説）。控除説の根拠は、行政活動は複雑かつ多種多様なものを含んでおり、その特徴を抽出してこれを積極的に定義するのは事実上不可能な点にある。

■控除説のイメージ



※ 国家作用から立法作用と司法作用を除いたものが行政概念である

イ 行政の3段階モデル

現実の行政がどのような段階を経て展開するかについては、「行政行為」を中心に据えた3段階モデル（「法律→行政行為→行政上の強制手段」）で考えることができる。

第1段階の「法律」は、国会が定める一般的な法規範であるのに対し、第2段階の「行政行為」は、法律を個別具体的な場面にあてはめた行為である。また、「行政行為」が観念的な行為であるのに対し、第3段階の「行政上の強制手段」は、物理的な実力行使である（「行政行為」「行政上の強制手段」の詳細については、後掲）。

法律による行政の原理（法律の優位、法律の留保）は、3段階モデルのうち、とくに「法律→行政行為」で問題になる。

例えば、所得税の賦課徴収の場合、根拠規範として「所得税法」、規制規範として「国税通則法」、組織規範として「財務省設置法」がある。

■行政の3段階モデル

